

令和3年竹田市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和3年6月7日(月) 午後2時00分～午後3時8分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室3・4

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

| | | |
|--------|---------------------------------|-----|
| 議案第41号 | 農用地利用集積計画の承認について農地中間管理事業分 | 7件 |
| 議案第42号 | 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について | 15件 |
| 議案第43号 | 農用地利用集積計画の承認について | 13件 |
| 議案第44号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第45号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第46号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第47号 | 非農地証明について | 2件 |
| 議案第48号 | 令和2年度農業委員会活動の点検・評価について | 1件 |
| 議案第49号 | 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について | 1件 |

会長

あいさつ

局長

ただ今の出席委員数は13人で、定足数に達しています。

議長

ただ今から、令和3年竹田市農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番工藤明秀委

員、12番釘宮恒憲委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第12号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

なお、2件とも議案第41号農用地利用集積計画の承認、農地中間管理事業に関連し合意解約するものです。

続きまして、報告第13号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第41号 農用地利用集積計画の承認について農地中間管理事業分、7件

議案第42号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、15件

議案第43号 農用地利用集積計画の承認について、13件

議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件

議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件

議案第47号 非農地証明について、2件

議案第48号 令和2年度農業委員会活動の点検・評価について、1件

議案第49号 令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、1件

以上、45件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第41号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第41号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番、2番、6番、7番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。3番の案件は、9年6か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。4番の案件は、5年6か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。5番の案件は、10年6か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第41号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第41号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第42号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第42号の農用地利用配分計画案は、先程報告第12号で報告した案件、並びに議案第41号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議長

議案第42号は分割して質疑・採決を行います。

最初に議案第42号の4番ですが、○番○○○○は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

農政課

議案第42号の4番の借受人は、認定農業者である○○○○です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

議長

ただいま議案第42号の4番について担当課による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。
議案第42号の4番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって議案第42号の4番、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

○番、〇〇〇〇はご着席下さい。

議長

続いて議案第42号の1番から3番、5番から15番について説明をお願いします。

農政課

1番から3番、5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、経営移譲に伴う配分替えと人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

6番と13番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

7番から12番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

14番と15番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果です。

議長

ただいま議案第42号の1番から3番、5番から15番について、担当課による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。
はい、長野委員。

3番 長野幸生委員

配分替えという用語が出てきたんやけど、ちょっと説明をお願いします

農政課

長野委員の質問にお応えします。〇〇〇〇の代表である〇〇〇〇は、先ほど報告第12号でありました、〇〇〇〇の息子さんになります。農地の出し手、中間管理機構に預ける方はですね書いていません。農地を借り受ける方のみの変更という事で配分替えという用語を使わせていただいています。全く別人でも土地を預けたいという方がいらっしゃいます。途中で受け手がお亡くなりになった場合に、新しい担い手が土地を借りるといふ時も配分替えという用語を使っています。土地の持ち主が預け続ける意思があれば、受け手の変更の手続きをすればいいことになります。

議長

他に、ございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第42号の1番から3番、5番から15番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第42号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についての1番から3番、5番から15番は、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時15分)

議長

再開します。

続いて、議案第43号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇です。3年7か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は〇〇〇〇です。1年8か月間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。5年7か月間の賃貸借、新規設定です。

4番の借り手は〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農

地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。4年6か月間の賃貸借、新規設定です。

6番の借り手も認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。4年7か月間の賃貸借、新規設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第43号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第43号の農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字古屋〇〇〇〇番、田1筆、面積930平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,845平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

10番、麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第44号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台共同で所有しており、稲作・野菜栽培を中心とした農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字太田字江内戸〇〇〇〇番、外1筆、畑2筆、合計面積2,288平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は今回取得する農地のみですが、農用区域内ではない農地2,288平方メートルの取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

6番、佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第44号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人というけど、奥さんも一緒にしています。農機具は、耕耘機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、野菜栽培を中心にしたいということで農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第44号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町西福寺字中畑〇〇〇〇番、外9筆、田9筆畑1筆、合計面積12,078平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、145,486平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

議案第44号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は4名です。農機具は、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台を所有しております。畜産経営、水稻、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

現状ハウスが残っていたりしますが、移転後は撤去するなど改善して使用することが見込まれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第44号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第44号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第45号の1番の案件は、申請地竹田市大字太田字浦窪〇〇〇〇番、面積279平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者の子供が現在〇〇県に住んでおり、退職を機に帰郷する子供用の住居を立てるために、転用申請するものです。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

9番、本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第45号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第45号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第45号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第46号の1番の案件は、申請地竹田市大字君ヶ園字鶴原〇〇〇〇番、面積379平方メートルの田です。この申請地は、令和3年1月総会で農用地区域から除外された第1種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は現在借家に住んでおり、持ち家を考え、申請地に所有権を移転し住宅建設を計画したものです。排水については隣接水路へ流す計画で、水路組合の了解を得ています。工事期間は、令和3年7月1日から令和3年11月30日までを予定しています。転用許可基準は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当すると考えられます。

議長

1番、後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第46号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第46号の2番の案件は、申請地竹田市大字栢木字朴ノ木〇〇〇〇番、面積1,200平方メートルの

畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用者は東京で太陽光発電事業を行う業者で、所有者と2年間の地上権設定を行い、太陽光発電を計画したものです。排水は、ため池に流す計画です。工事期間は、許可後から令和2年7月31日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番、佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第46号の2番の調査報告をいたします。

見るとおり隣地もソーラーをやっております。ソーラーをやりついでにこの案件もソーラーをやるという事で考えてもらっていいと思います。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれもなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第46号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第46号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第47号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字挾田字上ケ尾〇〇〇〇番、外

8筆、登記地目、田4筆・畑5筆、合計面積4,684平方メートルで、大字挾田の4筆は、昭和42年にコンクリート工場に貸し、昭和60年に返却されましたが、その後農地としての利用はなく雑種地となっています。

竹田市大字三宅〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は、昭和60年頃から農地としての利用はなく、山林原野となっています。〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

3番、長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

1番の案件の調査報告を致します。

生コン工場があったところです。昔の面影が残っているような山間でした。あとはコンクリが残っていて、何もできない原野になっていました。現地確認の結果、現状は山林原野・雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第47号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字平田字簾〇〇〇〇番、登記地目、田1筆、面積241平方メートルで、〇〇年に亡くなった父が、昭和43年に転用許可を取り牛小屋を新築しました。現在は物置として使用しており、現況は宅地となっています。

議長

3番、長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第47号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第47号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第47号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第48号令和2年度農業委員会活動の点検・評価についての説明を事務局に求めます。

事務局

農業委員会法第37条の規定により農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、毎年6月30日までに公表することが義務づけられています。これは、全国農業会議所によりインターネットで公表されます。

この案件は、年度当初にたてた農業委員会の活動計画について、年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価するものです。

議案書の19ページには、令和2年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しています。20ページには、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。集積目標3,044ヘクタールに対し、実績2,923ヘクタール、96.0パーセントの達成となっています。21ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についての実績を記載しております。22ページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。23ページは、違反転用への適正な対応です。現地調査や利用状況調査の折に確認し、新たな転用が予測される場所については未然に防ぐことが出来たと評価しています。24ページから26ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検という事で、事務の実施状況とその公表等の状況を記載しています。

以上、令和2年度の目標に対する実績についての点検評価を行ったものについて審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第48号令和2年度農業委員会活動の点検・評価について、ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第48号、令和2年度農業委員会活動の点検・評価についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第49号、令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、議案第48号と同じく農業委員会法第37条の規定により、全国農業会議所が公表いたします。

議案書27ページには農業委員会の状況で、農家や農地の概要と農業委員会の現在の体制について記載しております。28ページ、Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について、1に現状及び課題、2に令和元年度の目標及び活動計画の案を記載されております。集積目標面積は3,044ヘクタール。その内新規集積目標面積は67ヘクタールと設定し、農地中間管理機構を活用していくことを目標としています。

続きまして、Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1の現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況が記載されております。2の令和3年度の目標につきましては7経営体をあげ、必要に応じて農相談を関係機関と連携しながら行っていくこととしています。

続きまして29ページ、Ⅳ遊休農地に関する措置についてです。1の現状及び課題につきましては記載のとおりで、2の令和3年度の目標としては、遊休農地の解消面積1haを目指したいと考えております。その活動計画といたしまして、現地調査時の現況確認と利用意向調査を引き続き行っていきたいと考えております。Ⅴ違反転用への適正な対応につきましては、1に記載しているとおり関係機関との連携を強化し、情報を共有することで未然に防ぐようにしていきたいと考えます。また、今後ともそのような事例が発生しないように、引き続き監視を続け実態把握に努めることとしております。

以上、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について審議願うものです。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第49号令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号令和3年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和3年竹田市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

(午後3時8分)

令和3年6月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....